

要望書

ワシントン条約によって輸出入を制限されている野生動物が、わが国にaimも変わらず、不正にもちこまれています。最近も、原猿類のスローロリスが 110 頭もタイから偽造の輸出許可証でもちこまれ、その多数が死亡するという事件が報道されました。このような事件が頻発する理由は、日本政府の自然保護に対する取り組みが不十分であり、ワシントン条約に関連する国内法が不備であるからだと考えます。

日本霊長類学会は、昭和 62 年 2 月に国内法の早期成立をうながす要望書を関係各省庁に提出しましたが、その要望にふくまれていた重要な指摘が法制化されないままになっていたことが、不正な活動を生じさせる原因と考えます。

国内法整備に関して、繰り返し次のように提案をし、すみやかに実行されることを要望いたします。

1. 野生生物がワシントン条約に反して不正に国内にもちこまれたときは、政府がそれを没収する。
2. ワシントン条約、あるいはわが国の法律に違反して野生生物を輸入あるいは取得した者に対して、厳重な処罰規定を設ける。
3. 不正な輸出許可証によって野生生物が国内にもちこまれた場合、政府が責任をもって原産地に返還する。返還の費用は、輸入者が支払う。

日本霊長類学会
会長 河合雅雄